

平成30年度「地域ボランティア活動支援のための助成事業」

募 集 要 項

1 目 的

広く社会貢献の心をもって、創造的にボランティア活動を実施している団体・グループ等（以下「団体等」という。）に対して助成を行うことにより、住民参加型の地域活動を促進し、共に支え合い、共に生きる、安心とゆとりに満ちた、人に優しい社会づくりに資することを目的に実施します。

2 実施主体

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

3 実施要綱

地域ボランティア活動支援のための助成事業実施要綱

※詳細については、必ず実施要綱を御確認ください。

4 助成対象事業

- (1) 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会助成事業
- (2) 西部ガス株式会社ボランティア助成プログラム
- (3) 一般財団法人福岡県職員互助会ボランティア助成プログラム

5 助成対象団体等

- (1) 対象となる団体等（以下の要件をすべて満たしている団体が対象です。）

ア 活動の主たる基盤を福岡県内に有する民間の非営利団体等で、法人格の有無は問わない。なお、本助成事業における非営利団体とは、営利を目的としない団体（構成員等に利益を分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てている団体）を指す。

イ 団体等の活動目的等を定めた規約を有し、組織体制が明確である。

ウ 会費等の自主財源等で活動しており、事業計画や会計収支が明瞭である。

エ 1年以上継続した活動実績を有し、今後も継続的発展的な活動が期待できる。

オ 概ね10名以上の実質的活動を行っている会員を有する。

カ 会員又は構成員の自助・互助的な活動を主たる目的とする団体等は対象としない。

キ 同一団体に対し1回を原則とする。ただし、以下の要件を満たす団体等にあつては、その限りではない。

(ア) 前回の助成期間終了から、10年以上経過しているもの。

※平成30年度助成事業は、平成18年度以降の助成決定団体を対象外とする。

(イ) これまでの活動の実績が顕著であると認められるもの。

(ウ) 今後当該団体等の活性化と活動の発展性がより期待されるもの。

- (2) 対象とする活動

別表「ボランティア活動分野の分類及び事例」を参照に、住民の主体的参加に基づく福祉コミュニティづくりに寄与するボランティア活動。

6 助成内容

(1) 1団体あたりの助成上限額：3年間で30万円（決定後一括交付します。）

(2) 助成件数：30団体程度

※「西部ガス株式会社ボランティア助成プログラム」及び「一般財団法人福岡県職員互助会ボランティア助成プログラム」を含みます。

(3) 助成金は、交付年度を含め3年間の活動において必要な経費の財源とします。

ただし、給料・賃金等の人件費、施設の付属品となるような大型備品や改装等、他団体への寄付金・寄付にあたる物品等は対象になりません。

また、応募いただいた内容によっては、御相談の上、申請額を調整する可能性がありますので御了承ください。

7 助成対象期間

平成30年度から平成32年度の3年間

8 申請・応募方法等 ※推薦が必要です

(1) 所定の「地域ボランティア活動助成申請書（様式1）」に必要な事項を記載し、下記（2）の推薦機関から推薦を得てください。

(2) 申請には、市町村、市町村教育委員会、市区町村社会福祉協議会のいずれかの機関の推薦が必要です。申請しようとする事業を所管する市町村担当部署、市町村教育委員会担当部署、市区町村社会福祉協議会に御相談のうえ、申請書及び添付書類等を推薦機関に提出してください。

(3) 特定非営利活動法人についても、原則、上記（2）のとおりの推薦が必要ですが、何らかの理由により、推薦機関からの推薦を受けることができない場合は、県または政令市の設立認可書（写）の添付をもって推薦があったとみなします。その場合は、直接本会へ申請してください。

(4) 提出いただきました申請書類等は、助成金交付の如何に関わらず返却できませんので御承知おきください。

(5) その他

ア 様式の変更や、記入の不備、未記入欄がある場合、また必要な添付書類（申請書に記載）が不足している場合は受け付けられませんので御注意ください。

イ 申請書類等を印刷する際は、必ずA4サイズ用紙にて、片面刷りをお願いします。

ウ 申請書類等はクリップ等で止め、ホッチキス止めはしないでください。

(6) 申請書は、各推薦機関で受け取られるか、本会ホームページからダウンロードしてください。

【福岡県社協ホームページURL】 <http://www.fuku-shakyo.jp/>

※上記又は、検索サイト（ヤフー、グーグル等）で「福岡県社協」と入力し検索してください。

※TOPページ「県民のみなさまへ」→「調べる」→「地域ボランティア活動支援のための助成事業」

9 申請期間（推薦機関への提出期限）

平成30年4月2日（月）から平成30年4月25日（水）まで

※上記期間内に、推薦機関へ申請書等を提出してください。

※推薦機関から本会への提出期限は、平成30年5月2日（水）です。

10 選考・決定等

（1）本会に設置の助成事業審査委員会による審査及び答申に基づき、助成金を交付する団体等を決定します。

（2）必要に応じて、事前に事務局にて電話もしくは面接によるヒアリング調査を行います。面接によるヒアリング調査は、平成30年6月中旬を予定しています。

（3）助成団体等が決定後、平成30年7月末を目途に、申請団体に対し文書でその結果を通知します。

なお、審査内容については非公開としていますので、お問い合わせには応じかねます。

11 交付式

結果通知後、決定団体に対する助成金交付式（平成30年8月予定）を行いますので、決定団体は必ず1名の出席をお願いします。

12 個人情報の取扱いについて

申請書等に記載された個人情報は、本助成事業の運営管理の目的のみに利用させていただきます。

13 事務局（問合せ先）

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

地域福祉部 共生社会推進課 担当 川口・森

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ西棟6階

TEL 092-584-3377 FAX 092-584-3369

E-mail ikigai@fuku-shakyo.jp

(別表)

ボランティア活動分野の分類及び事例

大分類	番号	中分類	事 例
子ども	1	子育て	乳幼児保育サービス、共同保育、育児サークル、育児サポート、託児、家事サポート、おもちゃ図書館
	2	健全育成	青少年非行防止活動、子ども会等の育成活動、青少年団体活動、芸術文化の親子観賞、子ども文庫等読書普及
福祉	3	高齢者福祉	施設訪問、独居老人の家庭訪問、訪問介護、給食サービス
	4	児童・母子福祉	児童・母子福祉施設訪問、母子家庭の自立支援
	5	障害者(児)福祉	作業所や自立生活の支援、手話・点訳・朗読活動、障害児保育、障害者(児)施設訪問、移送サービス
	6	社会福祉一般	福祉施設への訪問、刑務所訪問、いのちの電話、カウンセリング
保健・医療	7	健康づくり	食生活の改善、禁煙活動、成人病予防啓発、歩け歩け運動、断酒支援
	8	保健・医療	末期ガン患者の介護、難病患者の会の支援、骨髄バンクの推進普及、献血、ホスピスケア
環境	9	自然環境保全	自然保護、森林保全、野生生物の保護、河川のクリーン活動、地域環境保全、環境教育、地域生態系の調査研究
	10	公害・エネルギー	ゴミの減量化、過剰包装追放、リサイクル活動、省エネルギー推進、公害の防止
教育・文化・スポーツ	11	教育	教育問題を考える活動、フリースクール、学童保育識字教育、生涯学習活動
	12	文化	伝統文化の継承・振興、芸術文化の振興、美術館・博物館の案内
	13	スポーツ	各種スポーツ指導、スポーツ教室
国際交流	14	国際交流	国際文化交流、国際芸術交流、留学生との交流支援帰国者支援、通訳ボランティア、外国語講座、日本語講座
	15	国際協力	国際医療協力、難民支援、発展途上国への援助・支援
地域社会	16	まちづくり	地域緑化活動、清掃活動、都市農村交流、街並み・建物保全活動、地域おこし、観光ボランティア
	17	地域安全活動	交通安全活動、地域の犯罪予防
その他	18	災害時の救援	被災者救助、救援物資の供給、防災活動、防災に関する調査研究
	19	消費者保護	消費者啓発
	20	人権擁護・平和推進	人権啓発・擁護活動、差別撤廃活動、平和の推進、戦争資料の後世への引継ぎ
	21	男女共同参画	女性の地位向上、女性に対する暴力対策、起業家支援、女性が働く環境づくりの推進
	22	その他	市民活動に関する情報収集・提供、オンブズマン活動、中分類の中で2つ以上の分野に亘り特化できないもの・もしくはどれにも分類しがたいもの